

令和 2 年度  
肺がんの申請者における石綿ばく露  
作業従事歴に係る調査報告書

令和 3 年 10 月



独立行政法人 環境再生保全機構

## 目 次

|                                                 |    |
|-------------------------------------------------|----|
| 1. 調査の目的.....                                   | 1  |
| 2. 調査の内容等.....                                  | 1  |
| 2-1 調査の実施方法.....                                | 1  |
| (1) 従事歴に係るアンケート調査.....                          | 1  |
| (2) 従事歴が10年以上の者に対する調査.....                      | 1  |
| 2-2 令和2年度集計結果.....                              | 2  |
| (1) 調査対象.....                                   | 2  |
| (2) アンケート回答者（表1-1、表1-2）.....                    | 2  |
| (3) 年齢階層別集計（表2-1、表2-2）.....                     | 3  |
| (4) 産業分類別集計（表3-1、表3-2）.....                     | 5  |
| (5) 従事期間を客観的に示す資料提出の可否と提出状況（表4-1、表4-2）.....     | 6  |
| (6) 同僚労働者からの聞き取り状況と資料提出の可否（表5-1、表5-2）.....      | 11 |
| (7) 胸膜プラーク等の医学的所見（表6-1-1～2、表6-2-1～2）.....       | 12 |
| 2-3 累計集計結果（平成26年度～令和2年度）.....                   | 15 |
| (1) 累計調査対象.....                                 | 15 |
| (2) 累計アンケート回答者（表7-1、表7-2）.....                  | 15 |
| (3) 累計年齢階層別集計（表8-1、表8-2）.....                   | 16 |
| (4) 累計産業分類別集計（表9-1、表9-2）.....                   | 18 |
| (5) 累計従事期間を客観的に示す資料提出の可否と提出状況（表10-1、表10-2）..... | 19 |

|                                            |    |
|--------------------------------------------|----|
| （６）累計同僚労働者からの聞き取り状況と資料提出の可否（表 11－1、表 11－2） |    |
| .....                                      | 20 |
| （７）累計胸膜プラーク等の医学的所見（表 12－1－1～2、表 12－2－1～2）  | 21 |
| 3．まとめ.....                                 | 25 |
| 4．参考資料 .....                               | 27 |
| 4－1 救済制度における肺がん等に係る医学的判定に関する考え方            |    |
| 4－2 アンケート票                                 |    |
| 4－3 石綿による疾病の認定基準について                       |    |
| 4－4 石綿ばく露歴などのチェック表                         |    |
| 4－5 石綿ばく露の可能性のある産業と作業                      |    |

## 1. 調査の目的

石綿健康被害救済制度（以下「救済制度」という。）における肺がんの医学的判定では、原発性肺がんであって、肺がんの発症リスクを2倍以上に高める量の石綿ばく露に該当する「医学的所見」が認められる場合に、石綿起因性の肺がんとして認定している。

平成24年3月に労災制度における疾病の認定基準が、新たに医学的知見等に基づき改正されたことを踏まえ、平成25年4月に救済制度における肺がん等に係る医学的判定に関する考え方について報告書がまとめられた。当該報告書では、救済制度においては、石綿ばく露作業従事歴（以下「従事歴」という。）を肺がんの医学的判定の指標として採用することは困難であるとされ、一方で従事歴について、今後肺がんの申請内容を分析することが望ましいとされている。

また、平成28年度に行われた国による救済制度の見直しにおいて、肺がん申請者における従事歴等に関する調査を含め、石綿による肺がんについて引き続き知見の収集に努めべきとされているところである。

このため、本業務は、救済制度に申請した肺がんの案件について、申請者の従事歴をどこまで確認することができるか調査するものである。

## 2. 調査の内容等

### 2-1 調査の実施方法

#### （1）従事歴に係るアンケート調査

救済制度に肺がんに関し申請した者に対し、調査の趣旨を十分に説明し同意を得た上で、従事歴について、アンケート票（巻末 参考資料4-2）で以下の項目を確認した。

- ①職歴（職業、従事期間）
- ②石綿ばく露作業の内容
- ③1日当たりの石綿ばく露作業の時間
- ④従事歴を客観的に証明するための資料の提出の可否
- ⑤当時の同僚等からの聴き取りの可否

#### （2）従事歴が10年以上の者に対する調査

2-1（1）のアンケート調査において、従事歴が10年以上であると回答した者について、以下の調査を実施した。

なお、石綿ばく露作業は、平成24年3月29日付厚生労働省労働基準局長通知「石綿による疾病の認定基準について」に挙げられた「石綿ばく露作業」を参考とし、従事期間の算定においては、平成8年以降の従事期間は、実際の従事期間の1/2とした。

## 2-2 令和2年度集計結果

### (1) 調査対象

令和2年2月1日から令和3年1月31日までに救済制度に肺がんで申請・請求のあった医療費等の支給を受けようとする申請者（以下「認定申請者」という。）158人、特別遺族弔慰金等の請求者（以下「弔慰金請求者」という。）46人を調査対象とし、そのうちアンケート調査に同意を得られた者は認定申請者100人、弔慰金請求者7人であった。

### (2) アンケート回答者（表1-1、表1-2）

2-2(1)の同意を得られた者にアンケートを送付したところ、アンケートに回答のあった者は認定申請者75人（回答率75.0%）、弔慰金請求者5人（回答率71.4%）であった。

表1-1. アンケート対象者性別（認定申請者）

（人）

|           | 男     | 女     | 計     |
|-----------|-------|-------|-------|
| 調査対象者数    | 150   | 8     | 158   |
| 同意が得られた者  | 94    | 6     | 100   |
| アンケート回答者数 | 70    | 5     | 75    |
| 回答率       | 74.5% | 83.3% | 75.0% |

表1-2. アンケート対象者性別（弔慰金請求者）

（人）

|           | 男     | 女    | 計     |
|-----------|-------|------|-------|
| 調査対象者数    | 44    | 2    | 46    |
| 同意が得られた者  | 7     | 0    | 7     |
| アンケート回答者数 | 5     | 0    | 5     |
| 回答率       | 71.4% | 0.0% | 71.4% |

注）性別は被害者の性別により分類した。

### (3) 年齢階層別集計（表 2-1、表 2-2）

#### 集計方法

アンケート調査において、従事歴が 10 年以上あると回答した者と、ないと回答した者との年齢階層別集計を支給種別に行った。なお、弔慰金請求者の年齢は死亡時当時の年齢とした。

#### 結果

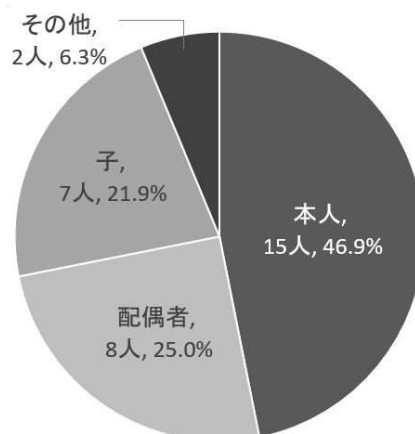
認定申請のアンケート回答者 75 人の平均申請時年齢は 72.6 歳であり、このうち事業場での石綿取扱いが有りと回答した者で、従事歴が 10 年以上だった者は 32 人、平均申請時年齢は 72.4 歳であった。

表 2-1. 年齢階層別（認定申請者） (人、%)

|           | 従事歴 10 年 |   |    |   | 計  | 10 年有<br>の分布 |
|-----------|----------|---|----|---|----|--------------|
|           | 有        |   | 無  |   |    |              |
|           | 男        | 女 | 男  | 女 |    |              |
| 50 歳－59 歳 | 3        | 0 | 4  | 0 | 7  | 9.4%         |
| 60 歳－69 歳 | 6        | 1 | 8  | 0 | 15 | 21.9%        |
| 70 歳－79 歳 | 15       | 0 | 21 | 1 | 37 | 46.9%        |
| 80 歳－89 歳 | 5        | 2 | 7  | 1 | 15 | 21.9%        |
| 90 歳－99 歳 | 0        | 0 | 1  | 0 | 1  | 0.0%         |
| 計         | 29       | 3 | 41 | 2 | 75 | 100.0%       |

注) 年齢は被害者の申請時の年齢とした。

グラフ 1. 従事歴 10 年「有」回答者の属性 (人、%)



弔慰金請求者のアンケート回答者 5 人の被害者の平均死亡時年齢は 76.8 歳であり、  
 従事歴が 10 年以上だった者は 2 人、平均死亡時年齢は 75.5 歳であった。また、2 人の  
 回答者内訳は被害者の子 2 人であった。

表 2-2. 年齢階層別（弔慰金請求者） (人、%)

|           | 従事歴 10 年 |   |   |   | 計 | 10 年有<br>の分布 |
|-----------|----------|---|---|---|---|--------------|
|           | 有        |   | 無 |   |   |              |
|           | 男        | 女 | 男 | 女 |   |              |
| 70 歳－79 歳 | 2        | 0 | 2 | 0 | 4 | 100.0%       |
| 80 歳－89 歳 | 0        | 0 | 1 | 0 | 1 | 0.0%         |
| 計         | 2        | 0 | 3 | 0 | 5 | 100.0%       |

注) 性別は被害者の性別により分類し、年齢は被害者の死亡時の年齢とした。

#### (4) 産業分類別集計（表 3-1、表 3-2）

##### 集計方法

従事歴が 10 年以上であると回答した者について、アンケート票の職業歴に関する回答内容から所属した事業所（企業）名を産業別に分類し、支給種別に集計を行った。産業分類は平成 14 年度 3 月改訂版の日本標準産業分類に基づき、大分類で分類した。

##### 結果

認定申請のアンケート回答者のうち、最も従事者が多かった産業は「E 建設業」26 人であり、次いで「F 製造業」3 人であった。

表 3-1. 産業分類（認定申請者） (人、%)

| 産 業 分 類 | 回答者 |   | 率      |
|---------|-----|---|--------|
|         | 男   | 女 |        |
| E 建設業   | 25  | 1 | 81.3%  |
| F 製造業   | 1   | 2 | 9.4%   |
| I 運輸業   | 1   | 0 | 3.1%   |
| その他     | 2   | 0 | 6.3%   |
| 計       | 29  | 3 | 100.0% |

弔慰金請求者のアンケート回答者の被害者の産業は「E 建設業」及び「F 製造業」1 人であった。

表 3-2. 産業分類（弔慰金請求者） (人、%)

| 産 業 分 類 | 回答者 |   | 率      |
|---------|-----|---|--------|
|         | 男   | 女 |        |
| E 建設業   | 1   | 0 | 50.0%  |
| F 製造業   | 1   | 0 | 50.0%  |
| 計       | 2   | 0 | 100.0% |

(5) 従事期間を客観的に示す資料提出の可否と提出状況 (表 4-1、表 4-2)

**集計方法**

従事歴が 10 年以上であると回答した者について、アンケート票の従事期間を証明する客観的資料の提出の可否と資料の提出状況について、該当のあった認定申請でクロス集計を行った。

**結果**

認定申請のアンケート回答者のうち、従事期間を証明する客観的資料を提出できると回答した者 9 人 (28.1%)、提出できないと回答した者 13 人 (40.6%)、無回答 10 人 (31.3%) であった。

表 4-1. 客観的に示す資料提出の可否と提出状況 (認定申請者)

(人、%)

|                |     | 資料提出の有無 |    | 計  | 率      |
|----------------|-----|---------|----|----|--------|
|                |     | 有       | 無  |    |        |
| 客観的資料<br>提出の可否 | 可   | 8       | 1  | 9  | 28.1%  |
|                | 否   | 2       | 11 | 13 | 40.6%  |
|                | 無回答 | 2       | 8  | 10 | 31.3%  |
| 計              |     | 12      | 20 | 32 | 100.0% |

弔慰金請求者のアンケート回答者のうち、従事期間を証明する客観的資料の提出ができると回答した者は 2 人 (100.0%) であった。

表 4-2. 客観的に示す資料提出の可否と提出状況 (弔慰金請求者)

(人、%)

|                |     | 資料提出の有無 |   | 計 | 率      |
|----------------|-----|---------|---|---|--------|
|                |     | 有       | 無 |   |        |
| 客観的資料提出<br>の可否 | 可   | 1       | 1 | 2 | 100.0% |
|                | 否   | 0       | 0 | 0 | 0.0%   |
|                | 無回答 | 0       | 0 | 0 | 0.0%   |
| 計              |     | 1       | 1 | 2 | 100.0% |

(参考 1-1) 客観的資料の提出があった 4 人の職歴等 (認定申請者)

事例 1

|                       |                                                                  |
|-----------------------|------------------------------------------------------------------|
| アンケート回答者              | 男性 70 代                                                          |
| 「事業場での石綿取扱」有と回答のあった職歴 | 昭和 44 年～昭和 62 年 8 月<br>石綿製造会社で、石綿製品の加工作業に従事。(1 日あたりの作業時間 7.5 時間) |
| 提出資料                  | 健康管理手帳 (石綿)                                                      |
| 従事期間の確認               | アンケート (職業歴) の記載のみ                                                |
| 作業内容の確認               | アンケート (職業歴) の記載のみ                                                |
| 判定結果                  | 認定                                                               |

事例 2

|                       |                                                                                                                                                                                                                                              |
|-----------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| アンケート回答者              | 男性 80 代                                                                                                                                                                                                                                      |
| 「事業場での石綿取扱」有と回答のあった職歴 | 昭和 37 年 1 月～昭和 41 年 1 月<br>機械設計会社にて現地組み立て・設置・運転等に従事。<br>(1 日当たりの作業時間 8 時間)<br>昭和 41 年 1 月～昭和 48 年 2 月<br>煉炭自動乾燥装置内のアスベスト布取り付け作業、他機械組み立て作業に従事。(1 日当たりの作業時間 8 時間)<br>昭和 49 年 1 月～平成 4 年 6 月<br>製鉄メーカー他で整備組み立て、現地設置作業に従事。<br>(1 日当たりの作業時間 8 時間) |
| 提出資料                  | 年金手帳、勤務会社記録                                                                                                                                                                                                                                  |
| 従事期間の確認               | 厚生年金被保険者証で、昭和 37 年 1 月～昭和 41 年 1 月に設計会社で勤務していたこと、昭和 41 年 1 月～昭和 48 年 2 月に鋳鋼所に勤務していたことが確認できる。<br>会社就労期間証明書で、昭和 49 年 1 月～平成 4 年 6 月に機械設備会社に勤務していたことが確認できる。                                                                                     |
| 作業内容の確認               | アンケート (職業歴) 及び作業内容機器証明書                                                                                                                                                                                                                      |
| 判定結果                  | 認定                                                                                                                                                                                                                                           |

### 事例 3

|                       |                                                                       |
|-----------------------|-----------------------------------------------------------------------|
| アンケート回答者              | 男性 70 代                                                               |
| 「事業場での石綿取扱」有と回答のあった職歴 | 平成 2 年 1 月～現在<br>上下水道工事、リフォームによる解体・ハツリ・空調設備の作業に従事。(1 日あたりの作業時間 10 時間) |
| 提出資料                  | 年金手帳                                                                  |
| 従事期間の確認               | 年金加入履歴で、平成 2 年 1 月から現在まで設備会社に勤務していることが確認できる。                          |
| 作業内容の確認               | アンケート（職業歴）の記載のみ                                                       |
| 判定結果                  | <b>認定</b>                                                             |

### 事例 4

|                       |                                                                                                 |
|-----------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------|
| アンケート回答者              | 男性 70 代                                                                                         |
| 「事業場での石綿取扱」有と回答のあった職歴 | 昭和 43 年 4 月～平成 11 年 5 月<br>石綿を騒音防止剤として使用している企業で、工場の騒音防止工事に従事。アスベストの吹付工事等の工事立ち合い。(1 日あたりの作業時間不明) |
| 提出資料                  | 年金手帳                                                                                            |
| 従事期間の確認               | 年金加入履歴で、昭和 43 年 4 月～平成 11 年 5 月に、上記企業に勤務していることが確認できる。                                           |
| 作業内容の確認               | アンケート（職業歴）の記載のみ                                                                                 |
| 判定結果                  | <b>認定</b>                                                                                       |

### （参考 1-2）客観的資料の提出があった 4 人の医学的所見（認定申請者）

|      | 原発 | プラーク | 広範囲<br>プラーク | 線維化 | 石綿小体等 | 判定結果 |
|------|----|------|-------------|-----|-------|------|
| 事例 1 | ○  | ○    | ○           | ×   | —     | 認定   |
| 事例 2 | ○  | ○    | ○           | ○   | —     | 認定   |
| 事例 3 | ○  | ×    | ×           | ×   | ○     | 認定   |
| 事例 4 | ○  | ○    | ×           | ×   | ○     | 認定   |

注)「○」は環境省石綿健康被害判定小委員会又は同審査分科会の審議において提出された資料から医学的所見が認められたものであり、「×」は医学的所見が認められなかったもの。「—」は石綿小体及び石綿繊維（以下「石綿小体等」という。）の計測又は肺組織切片中の石綿小体等の確認が行われていないもの等。

(参考 2-1) 客観的資料の提出がなかった者のうち同僚聴取可と回答した 2 人の  
職歴等（認定申請者）

事例 5

|                       |                                                                                 |
|-----------------------|---------------------------------------------------------------------------------|
| アンケート回答者              | 女性 80 代                                                                         |
| 「事業場での石綿取扱」有と回答のあった職歴 | 昭和 30 年代～昭和 57 年 5 月頃<br>石綿製造会社で、石綿糸・石綿布等の石綿製品の製造工程における作業に従事。（1 日あたりの作業時間 9 時間） |
| 提出資料                  | なし                                                                              |
| 従事期間の確認               | アンケート（職業歴）の記載、同僚証言聴取可                                                           |
| 作業内容の確認               | アンケート（職業歴）の記載のみ                                                                 |
| 判定結果                  | 認定                                                                              |

事例 6

|                       |                                                                             |
|-----------------------|-----------------------------------------------------------------------------|
| アンケート回答者              | 男性 50 代                                                                     |
| 「事業場での石綿取扱」有と回答のあった職歴 | 昭和 55 年 5 月～令和 2 年 3 月<br>建設会社で、壁天井軽鉄下地組み・建材貼り、外壁貼り作業に従事。（1 日あたりの作業時間 8 時間） |
| 提出資料                  | なし                                                                          |
| 従事期間の確認               | アンケート（職業歴）の記載、同僚証言聴取可                                                       |
| 作業内容の確認               | アンケート（職業歴）の記載のみ                                                             |
| 判定結果                  | 認定                                                                          |

(参考 2-2) 客観的資料の提出がなかった者のうち同僚聴取可と回答した 2 人の医学  
的所見（認定申請者）

|      | 原発 | プラーク | 広範囲<br>プラーク | 線維化 | 石綿小体等 | 判定結果 |
|------|----|------|-------------|-----|-------|------|
| 事例 5 | ○  | ○    | ×           | ○   | —     | 認定   |
| 事例 6 | ○  | ○    | ○           | ×   | —     | 認定   |

注) 「○」は環境省石綿健康被害判定小委員会又は同審査分科会の審議において提出された資料から医学的所見が認められたものであり、「×」は医学的所見が認められなかったもの。「—」は石綿小体等の計測又は肺組織切片中の石綿小体等の確認が行われていないもの等。

**(参考 3-1) 客観的に示す資料提出を「可」と回答した者の職歴等（弔慰金請求者）**

事例 7

|                       |                                                                                                                                    |
|-----------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 被害者 男性 70 代           | (アンケート回答者 被害者の配偶者)                                                                                                                 |
| 「事業場での石綿取扱」有と回答のあった職歴 | 昭和 37 年 4 月～昭和 58 年 4 月<br>建設現場での施工管理に従事。(1 日あたりの作業時間 12 時間)                                                                       |
| 提出資料                  | 年金記録                                                                                                                               |
| 従事期間の確認               | 年金加入履歴で、昭和 37 年 4 月～昭和 41 年 7 月、昭和 41 年 8 月～昭和 43 年 9 月、昭和 43 年 10 月～昭和 46 年 9 月、昭和 46 年 9 月～昭和 52 年 10 月にそれぞれ建設会社で勤務していたことが確認できる。 |
| 作業内容の確認               | 石綿業務従事証明書で昭和 37 年 4 月～昭和 41 年 7 月の作業内容が確認できる。<br>その他はアンケート（職業歴）の記載のみ                                                               |
| 判定結果                  | 認定                                                                                                                                 |

**(参考 3-2) 客観的資料の提出があった者の医学的所見（弔慰金請求者）**

|      | 原発 | プラーク | 広範囲<br>プラーク | 線維化 | 石綿小体等 | 判定結果 |
|------|----|------|-------------|-----|-------|------|
| 事例 7 | ○  | ○    | ○           | ○   | —     | 認定   |

注)「○」は環境省石綿健康被害判定小委員会又は同審査分科会の審議において提出された資料から医学的所見が認められたものであり、「×」は医学的所見が認められなかったもの。「—」は石綿小体等の計測又は肺組織切片中の石綿小体等の確認が行われていないもの等。

※令和 3 年 9 月 22 日までに開催された環境省石綿健康被害判定小委員会又は同審査分科会（以下「判定小委員会」という。）において判定結果が確定した申請者を対象に集計し、判定結果欄は令和 3 年 9 月 22 日までの判定結果を反映した。

## (6) 同僚労働者からの聞き取り状況と資料提出の可否 (表 5-1、表 5-2)

### 集計方法

従事歴が 10 年以上であると回答した者について、アンケート票の同僚労働者からの聞き取りの可否と 2-2 (5) の客観的資料提出の可否について、支給種別にクロス集計を行った。

### 結果

認定申請のアンケート回答者のうち、同僚労働者からの聞き取りが可能と回答した者 7 人 (21.9%)、聞き取りができないと回答した者 18 人 (56.3%)、無回答 7 人 (21.9%) であった。

表 5-1. 同僚労働者からの聞き取り状況と資料提出の可否 (認定申請者)

(人、%)

|           |     | 客観的資料提出の可否 |    |     | 計  | 率      |
|-----------|-----|------------|----|-----|----|--------|
|           |     | 可          | 否  | 無回答 |    |        |
| 同僚聞き取りの可否 | 可   | 3          | 2  | 2   | 7  | 21.9%  |
|           | 否   | 6          | 9  | 3   | 18 | 56.3%  |
|           | 無回答 | 0          | 2  | 5   | 7  | 21.9%  |
| 計         |     | 9          | 13 | 10  | 32 | 100.0% |

弔慰金請求者のアンケート回答者のうち、同僚労働者からの聞き取りが可能と回答した者 2 人 (100.0%) であった。

表 5-2. 同僚労働者からの聞き取り状況と資料提出の可否 (弔慰金請求者)

(人、%)

|           |     | 客観的資料提出の可否 |   |     | 計 | 率      |
|-----------|-----|------------|---|-----|---|--------|
|           |     | 可          | 否 | 無回答 |   |        |
| 同僚聞き取りの可否 | 可   | 2          | 0 | 0   | 2 | 100.0% |
|           | 否   | 0          | 0 | 0   | 0 | 0.0%   |
|           | 無回答 | 0          | 0 | 0   | 0 | 0.0%   |
| 計         |     | 2          | 0 | 0   | 2 | 100.0% |

## (7) 胸膜プラーク等の医学的所見（表 6-1-1～2、表 6-2-1～2）

### 集計方法

従事歴が 10 年以上であると回答した者について、令和 3 年 9 月 22 日までに開催された判定小委員会における判定結果から、胸膜プラーク等の医学的所見について、支給種別に集計を行った。医学的所見の分類は、平成 29 年 6 月 29 日付け判定小委員会一部改訂の「医学的判定に係る資料に関する留意事項」に基づき分類した。

また、判定結果と従事期間を証明する客観的資料の提出の可否についてクロス集計を行った。

### 結果

認定申請のアンケート回答者で、環境大臣より医学的事項の結果の通知があった者 30 人のうち、判定小委員会における判定の結果、機構にて認定した者 24 人、不認定とした者 3 人、追加資料を求めた者は 3 人であった。

判定結果と客観的資料の提出の有無とのクロス集計からは、認定と判定された 24 人のうち客観的資料の提出があった者は 11 人、資料が提出されなかった者は 13 人であった。

表 6-1-1. 判定結果（認定申請者）

（人）

|      | 原発 | プラーク | 広範囲<br>プラーク | 線維化 | 石綿<br>小体等 | 計  |
|------|----|------|-------------|-----|-----------|----|
| 認定   | ○  | ○    | ○           | ○   | ○         | 1  |
|      | ○  | ○    | ○           | ○   | —         | 5  |
|      | ○  | ○    | ○           | ×   | —         | 11 |
|      | ○  | ○    | ×           | ○   | —         | 4  |
|      | ○  | ○    | ×           | ×   | ○         | 1  |
|      | ○  | ×    | ×           | ×   | ○         | 2  |
| 不認定  | ○  | ×    | ×           | ○   | —         | 1  |
|      | ○  | ×    | ×           | ×   | —         | 2  |
| 追加資料 | ○  | ○    | ×           | ×   | ×         | 1  |
|      | ○  | ○    | ×           | ×   | —         | 1  |
|      | ○  | ×    | ×           | ○   | ×         | 1  |
| 計    |    |      |             |     |           | 30 |

注)「○」は判定小委員会の審議において提出された資料から医学的所見が認められたものであり、「×」は医学的所見が認められなかったもの。「—」は石綿小体等の計測又は肺組織切片中の石綿小体等の確認が行われていないもの等。

表 6-1-2. 判定結果と客観的資料提出の有無（認定申請者）

（人、％）

|      | 客観的資料提出の有無 |    | 計  | 率      |
|------|------------|----|----|--------|
|      | 有          | 無  |    |        |
| 認定   | 11         | 13 | 24 | 80.0%  |
| 不認定  | 0          | 3  | 3  | 10.0%  |
| 追加資料 | 0          | 3  | 3  | 10.0%  |
| 計    | 11         | 19 | 30 | 100.0% |

弔慰金請求者のアンケート回答者で、環境大臣より医学的事項の結果の通知があった者2人のうち、判定小委員会における判定の結果、機構にて認定した者は1人、不認定とした者は1人であった。

判定結果と客観的資料の提出の有無とのクロス集計からは、認定と判定された1人のうち、客観的資料の提出があった者は1人であった。

表 6-2-1. 判定結果（弔慰金請求者）（人）

|     | 原発 | プラーク | 広範囲<br>プラーク | 線維化 | 石綿<br>小体等 | 計 |
|-----|----|------|-------------|-----|-----------|---|
| 認定  | ○  | ○    | ○           | ○   | —         | 1 |
| 不認定 | ×  | ×    | ×           | ×   | ×         | 1 |
| 計   |    |      |             |     |           | 2 |

注)「○」は判定小委員会の審議において提出された資料から医学的所見が認められたものであり、「×」は医学的所見が認められなかったもの。「—」は石綿小体等の計測又は肺組織切片中の石綿小体等の確認が行われていないもの等。

表 6-2-2. 判定結果と客観的資料提出の有無（弔慰金請求者）

（人、％）

|     | 客観的資料提出の有無 |   | 計 | 率      |
|-----|------------|---|---|--------|
|     | 有          | 無 |   |        |
| 認定  | 1          | 0 | 1 | 50.0%  |
| 不認定 | 0          | 1 | 1 | 50.0%  |
| 計   | 1          | 1 | 2 | 100.0% |

## 2-3 累計集計結果（平成26年度～令和2年度）

### （1）累計調査対象

調査を開始した平成26年度から令和2年度までの調査結果に、各年度の調査後に決定した判定結果を反映した。なお、集計するに当たり、アンケートの原本と各年度の調査結果を再度確認し、過去の集計に誤りがあった場合には修正をした。

調査対象者は救済制度に肺がんで申請・請求のあった認定申請者660人、弔慰金請求者185人であった。アンケート調査に同意を得られた者は認定申請者388人、弔慰金請求者79人であった。

### （2）累計アンケート回答者（表7-1、表7-2）

2-3（1）で同意を得られた者にアンケートを送付し、回答のあった者は認定申請者300人（回答率77.3%）、弔慰金請求者58人（回答率73.4%）であった。

表7-1. 累計アンケート対象者性別（認定申請者）

（人、％）

|           | 男     | 女     | 計     |
|-----------|-------|-------|-------|
| 調査対象者数    | 625   | 35    | 660   |
| 同意が得られた者  | 375   | 13    | 388   |
| アンケート回答者数 | 291   | 9     | 300   |
| 回答率       | 77.6% | 69.2% | 77.3% |

表7-2. 累計アンケート対象者性別（弔慰金請求者）

（人、％）

|           | 男     | 女      | 計     |
|-----------|-------|--------|-------|
| 調査対象者数    | 178   | 7      | 185   |
| 同意が得られた者  | 75    | 4      | 79    |
| アンケート回答者数 | 54    | 4      | 58    |
| 回答率       | 72.0% | 100.0% | 73.4% |

注）性別は被害者の性別により分類した。

### (3) 累計年齢階層別集計（表 8-1、表 8-2）

#### 集計方法

アンケート調査において、従事歴が 10 年以上あると回答した者と、ないと回答した者との年齢階層別集計を支給種別に行った。なお、弔慰金請求者の年齢は死亡時の年齢とした。

#### 結果

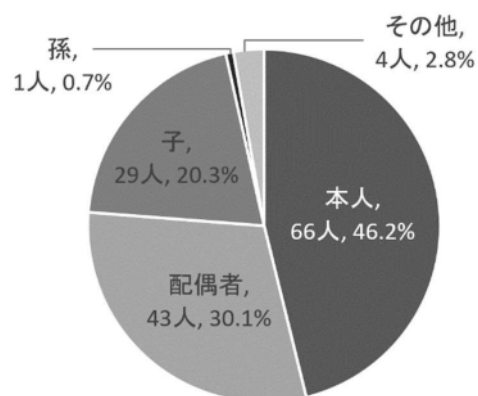
認定申請のアンケート回答者 300 人の平均申請時年齢は 72.5 歳であり、このうち、事業場での石綿取扱いに有りと回答した者で、従事歴が 10 年以上の者は 143 人で、平均申請時年齢は 73.2 歳であった。

表 8-1. 累計年齢階層別（認定申請者） (人、%)

|           | 従事歴 10 年 |   |     |   | 計   | 10 年有<br>の分布 |
|-----------|----------|---|-----|---|-----|--------------|
|           | 有        |   | 無   |   |     |              |
|           | 男        | 女 | 男   | 女 |     |              |
| 40 歳－49 歳 | 0        | 0 | 2   | 0 | 2   | 0.0%         |
| 50 歳－59 歳 | 7        | 0 | 13  | 1 | 21  | 4.9%         |
| 60 歳－69 歳 | 30       | 1 | 38  | 1 | 70  | 21.7%        |
| 70 歳－79 歳 | 82       | 0 | 71  | 2 | 155 | 57.3%        |
| 80 歳－89 歳 | 20       | 2 | 25  | 2 | 49  | 15.4%        |
| 90 歳－99 歳 | 1        | 0 | 2   | 0 | 3   | 0.7%         |
| 計         | 140      | 3 | 151 | 6 | 300 | 100.0%       |

注) 年齢は被害者の申請時の年齢とした。

グラフ 2-1. 累計従事歴 10 年「有」回答者の属性（認定申請者）



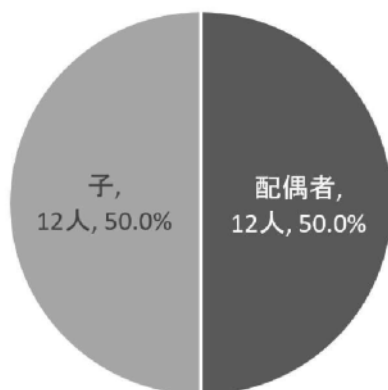
弔慰金請求者のアンケート回答者 58 人の被害者の平均死亡時年齢は 75.7 歳であり、  
 従事歴が 10 年以上の者は 24 人で、平均死亡時年齢は 76.4 歳であった。

表 8-2. 累計年齢階層別（弔慰金請求者） (人、%)

|           | 従事歴 10 年 |   |    |   | 計  | 10 年有<br>の分布 |
|-----------|----------|---|----|---|----|--------------|
|           | 有        |   | 無  |   |    |              |
|           | 男        | 女 | 男  | 女 |    |              |
| 50 歳－59 歳 | 0        | 0 | 1  | 0 | 1  | 0.0%         |
| 60 歳－69 歳 | 6        | 0 | 8  | 1 | 15 | 25.0%        |
| 70 歳－79 歳 | 8        | 0 | 11 | 1 | 20 | 33.3%        |
| 80 歳－89 歳 | 10       | 0 | 8  | 2 | 20 | 41.7%        |
| 90 歳－99 歳 | 0        | 0 | 2  | 0 | 2  | 0.0%         |
| 計         | 24       | 0 | 30 | 4 | 58 | 100.0%       |

注) 性別は被害者の性別により分類し、年齢は被害者の死亡時の年齢とした。

グラフ 2-2. 累計従事歴 10 年「有」回答者の属性（弔慰金請求者）



#### (4) 累計産業分類別集計 (表 9-1、表 9-2)

##### 集計方法

従事歴が 10 年以上であると回答した者について、アンケート票の職業歴に関する回答内容から所属した事業所（企業）名を産業別に分類し、支給種別に集計を行った。産業分類は平成 14 年度 3 月改訂版の日本標準産業分類に基づき、大分類で分類した。

##### 結果

認定申請のアンケート回答者のうち最も従事者が多かった産業は「E 建設業」111 人であり、次いで「F 製造業」22 人であった。

表 9-1. 累計産業分類（認定申請者） (人、%)

| 産 業 分 類    | 回答者 |   | 率      |
|------------|-----|---|--------|
|            | 男   | 女 |        |
| E 建設業      | 110 | 1 | 77.6%  |
| F 製造業      | 20  | 2 | 15.4%  |
| I 運輸業      | 3   | 0 | 2.1%   |
| O 教育、学習支援行 | 1   | 0 | 0.7%   |
| Q サービス業    | 1   | 0 | 0.7%   |
| その他        | 5   | 0 | 3.5%   |
| 計          | 140 | 3 | 100.0% |

弔慰金請求者のアンケート回答者の被害者の産業のうち最も従事者が多かった産業は「E 建設業」18 人であり、次いで「F 製造業」3 人であった。

表 9-2. 累計産業分類（弔慰金請求者） (人、%)

| 産 業 分 類 | 回答者 |   | 率      |
|---------|-----|---|--------|
|         | 男   | 女 |        |
| E 建設業   | 18  | 0 | 75.0%  |
| F 製造業   | 3   | 0 | 12.5%  |
| I 運輸業   | 1   | 0 | 4.2%   |
| R 公務    | 1   | 0 | 4.2%   |
| 無回答     | 1   | 0 | 4.2%   |
| 計       | 24  | 0 | 100.0% |

## （５）累計従事期間を客観的に示す資料提出の可否と提出状況（表 10－1、表 10－2）

### 集計方法

従事歴が 10 年以上であると回答した者について、アンケート票の従事期間を証明する客観的資料の提出の可否と資料の提出状況について、該当のあった認定申請でクロス集計を行った。

### 結果

認定申請のアンケート回答者のうち、従事期間を証明する客観的資料の提出ができると回答した者は 52 人（36.4%）、資料が提出できないと回答した者は 67 人（46.9%）、無回答は 24 人（16.8%）であった。実際に資料が提出されたのは 57 名（39.9%）であった。

表 10－1. 累計客観的に示す資料提出の可否と提出状況（認定申請者）

（人、％）

|                |     | 資料提出の有無 |    | 計   | 率      |
|----------------|-----|---------|----|-----|--------|
|                |     | 有       | 無  |     |        |
| 客観的資料<br>提出の可否 | 可   | 47      | 5  | 52  | 36.4%  |
|                | 否   | 5       | 62 | 67  | 46.9%  |
|                | 無回答 | 5       | 19 | 24  | 16.8%  |
| 計              |     | 57      | 86 | 143 | 100.0% |

弔慰金請求者のアンケート回答者のうち、従事期間を証明する客観的資料の提出ができると回答した者は 10 人（41.7%）、資料が提出できないと回答した者は 11 人（45.8%）であった。

表 10－2. 累計客観的に示す資料提出の可否と提出状況（弔慰金請求者）

（人、％）

|                |     | 資料提出の有無 |    | 計  | 率      |
|----------------|-----|---------|----|----|--------|
|                |     | 有       | 無  |    |        |
| 客観的資料<br>提出の可否 | 可   | 7       | 3  | 10 | 41.7%  |
|                | 否   | 0       | 11 | 11 | 45.8%  |
|                | 無回答 | 1       | 2  | 3  | 12.5%  |
| 計              |     | 8       | 16 | 24 | 100.0% |

(6) 累計同僚労働者からの聞き取り状況と資料提出の可否 (表 11-1、表 11-2)

**集計方法**

従事歴が 10 年以上であると回答した者について、アンケート票の同僚労働者からの聞き取りの可否と客観的資料提出の可否について、支給種別にクロス集計を行った。

**結果**

認定申請のアンケート回答者のうち、同僚労働者からの聞き取りが可能と回答した者 37 人 (25.9%)、聞き取りができないと回答した者 80 人 (55.9%)、無回答 26 人 (18.2%) であった。

表 11-1. 累計同僚労働者からの聞き取り状況と資料提出の可否 (認定申請者)  
(人、%)

|           |     | 客観的資料提出の可否 |    |     | 計   | 率      |
|-----------|-----|------------|----|-----|-----|--------|
|           |     | 可          | 否  | 無回答 |     |        |
| 同僚聞き取りの可否 | 可   | 21         | 10 | 6   | 37  | 25.9%  |
|           | 否   | 26         | 51 | 3   | 80  | 55.9%  |
|           | 無回答 | 5          | 6  | 15  | 26  | 18.2%  |
| 計         |     | 52         | 67 | 24  | 143 | 100.0% |

弔慰金請求者のアンケート回答者のうち同僚労働者からの聞き取りが可能と回答した者 5 人 (20.8%)、聞き取りができないと回答した者 16 人 (66.7%) であった。

表 11-2. 累計同僚労働者からの聞き取り状況と資料提出の可否 (弔慰金請求者)  
(人、%)

|           |     | 客観的資料提出の可否 |    |     | 計  | 率      |
|-----------|-----|------------|----|-----|----|--------|
|           |     | 可          | 否  | 無回答 |    |        |
| 同僚聞き取りの可否 | 可   | 3          | 2  | 0   | 5  | 20.8%  |
|           | 否   | 7          | 9  | 0   | 16 | 66.7%  |
|           | 無回答 | 0          | 0  | 3   | 3  | 12.5%  |
| 計         |     | 10         | 11 | 3   | 24 | 100.0% |

## (7) 累計胸膜プラーク等の医学的所見（表 12-1-1~2、表 12-2-1~2）

### 集計方法

従事歴が 10 年以上であると回答した者について、令和 3 年 9 月 22 日までに開催された判定小委員会における判定結果から、胸膜プラーク等の医学的所見について、支給種別に集計を行った。医学的所見の分類は、平成 29 年 6 月 29 日付け判定小委員会 一部改訂の「医学的判定に係る資料に関する留意事項」に基づき分類した。

また、判定結果と従事期間を証明する客観的資料の提出の可否についてクロス集計を行った。

### 結果

認定申請のアンケート回答者で、環境大臣より医学的事項の結果の通知があった者 140 人のうち、判定小委員会における判定の結果、機構にて認定した者 108 人、不認定とした者は 29 人、追加資料を求めた者は 3 人であった。

判定結果と客観的資料の提出の有無とのクロス集計からは、「認定」と判定された 108 人のうち、客観的資料の提出があった者は 45 人であった。

判定結果を確認したところ、「不認定」と判定された者のうち、客観的資料の提出があった者 11 人中 10 人が「胸膜プラークなし」との判定であった。

表 12-1-1. 累計判定結果（認定申請者）

（人）

|      | 原発 | プラーク | 広範囲<br>プラーク | 線維化 | 石綿<br>小体等 | 計   |
|------|----|------|-------------|-----|-----------|-----|
| 認定   | ○  | ○    | ○           | ○   | ○         | 1   |
|      | ○  | ○    | ○           | ○   | —         | 23  |
|      | ○  | ○    | ○           | ×   | ○         | 3   |
|      | ○  | ○    | ○           | ×   | ×         | 1   |
|      | ○  | ○    | ○           | ×   | —         | 53  |
|      | ○  | ○    | ×           | ○   | ○         | 1   |
|      | ○  | ○    | ×           | ○   | ×         | 1   |
|      | ○  | ○    | ×           | ○   | —         | 15  |
|      | ○  | ○    | ×           | ×   | ○         | 5   |
|      | ○  | ×    | ×           | ×   | ○         | 5   |
| 不認定  | ○  | ○    | ×           | ×   | ×         | 3   |
|      | ○  | ○    | ×           | ×   | —         | 6   |
|      | ○  | ×    | ×           | ○   | ×         | 3   |
|      | ○  | ×    | ×           | ○   | —         | 3   |
|      | ○  | ×    | ×           | ×   | ×         | 4   |
|      | ○  | ×    | ×           | ×   | —         | 9   |
|      | —  | ○    | ○           | ○   | —         | 1   |
| 追加資料 | ○  | ○    | ×           | ×   | ×         | 1   |
|      | ○  | ○    | ×           | ×   | —         | 1   |
|      | ○  | ×    | ×           | ○   | ×         | 1   |
| 計    |    |      |             |     |           | 140 |

注) 「○」は判定小委員会の審議において提出された資料から医学的所見が認められた  
 ものであり、「×」は医学的所見が認められなかったもの。「—」は石綿小体等の計測  
 又は肺組織切片中の石綿小体等の確認が行われていないもの等。

表 12-1-2. 累計判定結果と客観的資料の有無（認定申請者）

(人、%)

|      | 客観的資料提出の有無 |    | 計   | 率      |
|------|------------|----|-----|--------|
|      | 有          | 無  |     |        |
| 認定   | 45         | 63 | 108 | 77.1%  |
| 不認定  | 11         | 18 | 29  | 20.7%  |
| 追加資料 | 0          | 3  | 3   | 2.1%   |
| 計    | 56         | 84 | 140 | 100.0% |

注) 前回調査時から新たに加わった判定結果を反映したもの。

弔慰金請求者のアンケート回答者で、環境大臣より医学的事項の結果の通知があった者 24 人のうち、判定小委員会における判定の結果、機構にて認定した者は 15 人、不認定とした者は 9 人であった。

判定結果と客観的資料の提出の有無とのクロス集計からは、「認定」と判定された 15 人のうち客観的資料の提出があった者は 5 人、資料が提出されなかった者は 10 人であった。

判定結果を確認したところ、不認定と判定された者のうち、客観的資料の提出があった者 1 名は放射線画像の提出がなかった。

表 12-2-1. 判定結果（弔慰金請求者）

(人)

|     | 原発 | プラーク | 広範囲<br>プラーク | 線維化 | 石綿<br>小体等 | 計  |
|-----|----|------|-------------|-----|-----------|----|
| 認定  | ○  | ○    | ○           | ○   | ○         | 1  |
|     | ○  | ○    | ○           | ○   | —         | 6  |
|     | ○  | ○    | ○           | ×   | —         | 5  |
|     | ○  | ○    | ×           | ○   | —         | 2  |
|     | ○  | ×    | ×           | ×   | ○         | 1  |
| 不認定 | ○  | ○    | ×           | ×   | ×         | 1  |
|     | ○  | ○    | ×           | ×   | —         | 2  |
|     | ○  | ×    | ×           | ×   | ×         | 1  |
|     | ○  | ×    | ×           | ×   | —         | 2  |
|     | ×  | ×    | ×           | ×   | ×         | 1  |
|     | —  | ○    | ×           | ×   | —         | 1  |
|     | —  | —    | —           | —   | ×         | 1  |
| 計   |    |      |             |     |           | 24 |

注)「○」は判定小委員会の審議において提出された資料から医学的所見が認められたものであり、「×」は医学的所見が認められなかったもの。「―」は石綿小体等の計測又は肺組織切片中の石綿小体等の確認が行われていないもの等。

表 12-2-2. 累計判定結果と客観的資料の有無（弔慰金請求者）

(人、%)

|     | 客観的資料提出の有無 |    | 計  | 率      |
|-----|------------|----|----|--------|
|     | 有          | 無  |    |        |
| 認定  | 5          | 10 | 15 | 62.5%  |
| 不認定 | 3          | 6  | 9  | 37.5%  |
| 計   | 8          | 16 | 24 | 100.0% |

### 3. まとめ

#### 3-1 令和2年度調査結果

##### (1) 調査対象：

- ① 令和2年2月1日から令和3年1月31日までに申請（請求）のあった  
救済制度における肺がんでの申請（請求）者

204 人（認定申請者 158 人、弔慰金請求者 46 人）

- ② 3-1（1）①のうち同意の得られた者

107 人（認定申請者 100 人、弔慰金請求者 7 人）

- ③ 3-1（1）②のうち回答のあった者

80 人（認定申請者 75 人、弔慰金請求者 5 人） 回答率 74.8%

##### (2) 認定申請者：

従事歴が10年以上と回答した者：32 人

そのうち環境大臣から医学的事項の結果の通知があった者：30 人

##### ● 認定者 24 人のうち

客観的資料提出 あり 11 人 (45.8%)

なし 13 人 (54.2%)

##### ● 不認定者 3 人のうち

客観的資料提出 あり 0 人 (0.0%)

なし 3 人 (100.0%)

##### ● 追加資料 3 人のうち

客観的資料提出 あり 0 人 (0.0%)

客観的資料提出 なし 3 人 (100.0%)

##### (3) 弔慰金請求者：

従事歴が10年以上と回答した者：2 人

そのうち環境大臣から医学的事項の結果の通知があった者：2 人

##### ● 認定者 1 人のうち

客観的資料提出 あり 1 人 (100.0%)

なし 0 人 (0.0%)

##### ● 不認定 1 人のうち

客観的資料提出 あり 0 人 (0.0%)

なし 1 人 (100.0%)

### 3-2 累計（平成26年度～令和2年度）調査結果

#### （1）調査対象：

- ① 平成26年度調査から令和2年度調査の対象者の累計  
845人（認定申請者660人、弔慰金請求者185人）
- ② 3-2（1）①のうち同意の得られた者  
467人（認定申請者388人、弔慰金請求者79人）
- ③ 3-2（1）②のうち回答のあった者  
358人（認定申請者300人、弔慰金請求者58人） 回答率76.7%

#### （2）認定申請者：

従事歴が10年以上と回答した者：143人※

そのうち環境大臣から医学的事項の結果の通知があった者：140人

- 認定者108人のうち  
客観的資料提出 あり 45人（41.7%）  
なし 63人（58.3%）
- 不認定者29人のうち  
客観的資料提出 あり 11人（37.9%）  
なし 18人（62.1%）
- 追加資料3人のうち  
客観的資料提出 あり 0人（0.0%）  
なし 3人（100.0%）

※従事歴が10年以上と回答した143人のうち申請を取下げた1人は集計から除外した。

#### （3）弔慰金請求者：

従事歴が10年以上と回答した者：24人

そのうち環境大臣から医学的事項の結果の通知があった者：24人

- 認定者15人のうち  
客観的資料提出 あり 5人（33.3%）  
なし 10人（66.7%）
- 不認定者9人のうち  
客観的資料提出 あり 3人（33.3%）  
なし 6人（66.7%）

#### 4. 参考資料

参考資料 4－1

## 石綿健康被害救済制度における指定疾病に係る 医学的判定に関する考え方について

平成25年4月

中央環境審議会環境保健部会  
石綿健康被害救済小委員会

## 目 次

### 1. はじめに

### 2. 石綿を吸入することにより指定疾病にかかったことを判定するための考え方について

#### (1)肺がんについて

#### (2) 著しい呼吸機能障害を伴うびまん性胸膜肥厚について

### 3. おわりに

～ 抜粋 ～

1. 略

2. 石綿を吸入することにより指定疾病にかかったことを判定するための考え方について

(1) 肺がんについて

①、② 略

③ 石綿ばく露作業従事歴を指標とする考え方について

石綿ばく露作業従事歴（以下「従事歴」という。）については、労災制度の肺がんの認定基準に採用されているが、救済制度では、ばく露歴を厳密に確認することなく、画像所見や石綿小体・繊維数等の医学的所見に基づき肺がんの判定が行われている。これは、前者が労働者の負傷、疾病等に関し使用者の災害補償責任を担保するための保険制度である一方、後者は個々の原因者の特定が困難であるという石綿健康被害の特殊性に着目し、民事上の賠償責任とは離れて、社会全体で石綿健康被害者の迅速な救済を図ることを目的にしているという制度趣旨によるためである。

また、労災加入歴を有する石綿ばく露労働者を対象とし、現に全国321カ所の労働基準監督署において従事歴を把握している労災制度とは異なり、救済制度においては、従事歴を厳密かつ迅速に調査する体制が整っていない。さらに、救済制度の性格上、従事歴を確認するために必要となる客観的資料が乏しいことから、調査体制を整備したとしても、従事歴の厳密な精査には限界があり、従事歴を肺がんの医学的判定の指標として採用することは困難であると考ええる。

なお、救済小委員会での検討過程では、個別意見として、救済制度においても従事歴を医学的判定に反映させるべきであり、そのための体制整備等の検討を進めるべきとの意見があった。

④ 略

(2) 略

3. おわりに

前略

また、石綿による肺がんに関しては、知見が十分に得られておらず、未だに解明されていない課題が残されていることから、今後とも更なる知見の収集に努めるべきである。特に従事歴については、肺がんに係る申請内容を分析するなど、更に研究することが望まれる。

以下省略

令和 2 年〇月〇日

## 石綿ばく露作業従事歴に関する調査へのご協力をお願い

(独) 環境再生保全機構では、肺がんで申請をされた方を対象に、その方の石綿ばく露作業従事歴についての調査を行っています。得られた結果は今後の環境政策を検討するための資料として活用させていただきます。

この調査で得られた個人情報、この調査の目的以外（例えば認定等の審査）に使用することはありません。また、調査結果は個人を特定できないよう集計した上で公表いたします。

この調査にご協力いただける場合には、以下の太枠内をご記入の上、次ページからの調査票にお答えいただき、ご記入後、同封の返信用封筒に入れて、令和 2 年〇月〇日までにポストに投函してください。

|                  |                                  |
|------------------|----------------------------------|
| 記入年月日            | 令和      年      月      日          |
| お 名 前<br>(自筆署名※) |                                  |
| 生 年 月 日          | 大正・昭和      年      月      日<br>平成 |
| 性      別         | 男      ・      女                  |

※ご署名をもちまして、調査協力への同意と代えさせていただきます。

※代筆の場合は枠外に代筆された方の署名をご記入ください。

独立行政法人環境再生保全機構 石綿健康被害救済部情報業務課

## 【本件に関する問い合わせ先】

〒212-8554

住所 神奈川県川崎市幸区大宮町 1310 番ミューザ川崎セントラルタワー

電話 044-520-9615

## 学校を卒業してから現在に至るまでの職業歴

記入した方のお名前 \_\_\_\_\_ (本人・配偶者・子・父母・兄弟姉妹・その他 ( ) )

現在までの職業歴を記入してください。 (1 / \_\_\_\_ 枚目)

※石綿のばく露の有無に関わらず、これまで従事してきた作業を、アルバイト等短期間の仕事も含めて記入して下さい。(欄は従事した期間が古い仕事の順に使用し、足りない場合は、追加記入用紙を使用して下さい。)

|             |                         |              |    |                                  |                                                                                         |  |
|-------------|-------------------------|--------------|----|----------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------|--|
| 従事した<br>期間  | 昭和<br>平成<br>令和<br>年 月   | 作業内容<br>*(注) | 番号 | (具体的に)<br><br>[ 1 日あたりの作業時間 時間 ] |                                                                                         |  |
|             | 昭和<br>～ 平成<br>令和<br>年 月 |              |    |                                  |                                                                                         |  |
| 会社名         |                         | 事業場の<br>事業内容 |    | 事業場での<br>石綿取扱い                   | <input type="checkbox"/> 有<br><input type="checkbox"/> 無<br><input type="checkbox"/> 不明 |  |
| 事業場の<br>所在地 |                         |              |    |                                  |                                                                                         |  |

|             |                         |              |    |                                  |                                                                                         |  |
|-------------|-------------------------|--------------|----|----------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------|--|
| 従事した<br>期間  | 昭和<br>平成<br>令和<br>年 月   | 作業内容<br>*(注) | 番号 | (具体的に)<br><br>[ 1 日あたりの作業時間 時間 ] |                                                                                         |  |
|             | 昭和<br>～ 平成<br>令和<br>年 月 |              |    |                                  |                                                                                         |  |
| 会社名         |                         | 事業場の<br>事業内容 |    | 事業場での<br>石綿取扱い                   | <input type="checkbox"/> 有<br><input type="checkbox"/> 無<br><input type="checkbox"/> 不明 |  |
| 事業場の<br>所在地 |                         |              |    |                                  |                                                                                         |  |

|             |                         |              |    |                                  |                                                                                         |  |
|-------------|-------------------------|--------------|----|----------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------|--|
| 従事した<br>期間  | 昭和<br>平成<br>令和<br>年 月   | 作業内容<br>*(注) | 番号 | (具体的に)<br><br>[ 1 日あたりの作業時間 時間 ] |                                                                                         |  |
|             | 昭和<br>～ 平成<br>令和<br>年 月 |              |    |                                  |                                                                                         |  |
| 会社名         |                         | 事業場の<br>事業内容 |    | 事業場での<br>石綿取扱い                   | <input type="checkbox"/> 有<br><input type="checkbox"/> 無<br><input type="checkbox"/> 不明 |  |
| 事業場の<br>所在地 |                         |              |    |                                  |                                                                                         |  |

\*(注) どのような作業に従事していたか、番号を選んだうえで仕事の内容を記入して下さい。

|                      |                   |                     |
|----------------------|-------------------|---------------------|
| (1)石綿製品製造業           | (7)建築・建設関連作業      | (13)セメント製品製造に関わる作業  |
| (2)石綿(石綿含有岩綿等)吹きつけ作業 | (8)石綿のある倉庫内の作業    | (14)レンガ、陶磁器製造に関わる作業 |
| (3)配管・断熱・保温・ボイラー関連作業 | (9)港湾での作業         | (15)化学工場内の作業        |
| (4)解体作業              | (10)鉄鋼所及び鉄製品製造作業  | (16)清掃工場・廃棄物回収の作業   |
| (5)石綿原綿・石綿製品運搬業      | (11)自動車製造業・自動車整備工 | (17)車両(電車等)製造維持補修作業 |
| (6)造船所内の作業           | (12)ガラス製品製造に関わる作業 | (18)その他の作業          |

(つづき)

(\_\_\_\_/\_\_\_\_ 枚目)

|             |                  |     |              |    |                                                                                                               |
|-------------|------------------|-----|--------------|----|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 従事した<br>期間  | 昭和<br>平成<br>令和   | 年 月 | 作業内容<br>*(注) | 番号 | (具体的に)<br><br>[ 1日あたりの作業時間 時間]                                                                                |
|             | 昭和<br>～ 平成<br>令和 | 年 月 |              |    |                                                                                                               |
| 会社名         |                  |     | 事業場の<br>事業内容 |    | 事業場での<br>石綿取扱い<br><br><input type="checkbox"/> 有<br><input type="checkbox"/> 無<br><input type="checkbox"/> 不明 |
| 事業場の<br>所在地 |                  |     |              |    |                                                                                                               |

|             |                  |     |              |    |                                                                                                               |
|-------------|------------------|-----|--------------|----|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 従事した<br>期間  | 昭和<br>平成<br>令和   | 年 月 | 作業内容<br>*(注) | 番号 | (具体的に)<br><br>[ 1日あたりの作業時間 時間]                                                                                |
|             | 昭和<br>～ 平成<br>令和 | 年 月 |              |    |                                                                                                               |
| 会社名         |                  |     | 事業場の<br>事業内容 |    | 事業場での<br>石綿取扱い<br><br><input type="checkbox"/> 有<br><input type="checkbox"/> 無<br><input type="checkbox"/> 不明 |
| 事業場の<br>所在地 |                  |     |              |    |                                                                                                               |

|             |                  |     |              |    |                                                                                                               |
|-------------|------------------|-----|--------------|----|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 従事した<br>期間  | 昭和<br>平成<br>令和   | 年 月 | 作業内容<br>*(注) | 番号 | (具体的に)<br><br>[ 1日あたりの作業時間 時間]                                                                                |
|             | 昭和<br>～ 平成<br>令和 | 年 月 |              |    |                                                                                                               |
| 会社名         |                  |     | 事業場の<br>事業内容 |    | 事業場での<br>石綿取扱い<br><br><input type="checkbox"/> 有<br><input type="checkbox"/> 無<br><input type="checkbox"/> 不明 |
| 事業場の<br>所在地 |                  |     |              |    |                                                                                                               |

\*(注) どのような作業に従事していたか、番号を選んだうえで仕事の内容を記入して下さい。

|                      |                   |                     |
|----------------------|-------------------|---------------------|
| (1)石綿製品製造業           | (7)建築・建設関連作業      | (13)セメント製品製造に関わる作業  |
| (2)石綿（石綿含有岩綿等）吹きつけ作業 | (8)石綿のある倉庫内の作業    | (14)レンガ、陶磁器製造に関わる作業 |
| (3)配管・断熱・保温・ボイラー関連作業 | (9)港湾での作業         | (15)化学工場内の作業        |
| (4)解体作業              | (10)鉄鋼所及び鉄製品製造作業  | (16)清掃工場・廃棄物回収の作業   |
| (5)石綿原綿・石綿製品運搬業      | (11)自動車製造業・自動車整備工 | (17)車両（電車等）製造維持補修作業 |
| (6)造船所内の作業           | (12)ガラス製品製造に関わる作業 | (18)その他の作業          |

※下記枠内も必ずご記入ください

|                                                                                                                                                                        |                                                                                               |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------|
| ・就業期間を証明する客観的資料の提出の可否<br>[提出可能な資料； <input type="checkbox"/> 年金記録 <input type="checkbox"/> 健康管理手帳 <input type="checkbox"/> 青色申告書の写し<br><input type="checkbox"/> その他（ ）] | ( 可 ・ 否 )<br>提出可の場合、返信用封筒に<br><input type="checkbox"/> 同封する<br><input type="checkbox"/> 同封しない |
| ・同僚労働者からの聴き取りの可否                                                                                                                                                       | ( 可 ・ 否 )                                                                                     |

調査は以上となります。ご協力ありがとうございました。

基 発 0329 第 2 号  
平成 24 年 3 月 29 日  
改 正 基 発 1001 第 8 号  
平成 25 年 10 月 1 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長  
(公印省略)

### 石綿による疾病の認定基準について

石綿による疾病の認定基準については、平成 18 年 2 月 9 日付け基発第 0209001 号（以下「平成 18 年通達」という。）により指示してきたところであるが、今般、「石綿による疾病の認定基準に関する検討会」の検討結果を踏まえ、下記のとおり認定基準を改正したので、今後は本認定基準に基づき業務上外を判断されたい。

なお、本通達の施行に伴い、平成 18 年通達及び平成 18 年 3 月 17 日付け基発第 0317010 号「特別遺族給付金に係る対象疾病の認定について」は廃止する。

### 記

#### 第 1 石綿による疾病と石綿ばく露作業

##### 1 石綿による疾病

石綿との関連が明らかな疾病としては、次のものがある。

- (1) 石綿肺
- (2) 肺がん
- (3) 中皮腫
- (4) 良性石綿胸水
- (5) びまん性胸膜肥厚

##### 2 石綿ばく露作業

石綿ばく露作業とは、次に掲げる作業をいう。

- (1) 石綿鉱山又はその附属施設において行う石綿を含有する鉱石又は岩石の採

- 掘、搬出又は粉碎その他石綿の精製に関連する作業
- (2) 倉庫内等における石綿原料等の袋詰め又は運搬作業
  - (3) 次のアからオまでに掲げる石綿製品の製造工程における作業
    - ア 石綿糸、石綿布等の石綿紡織製品
    - イ 石綿セメント又はこれを原料として製造される石綿スレート、石綿高圧管、石綿円筒等のセメント製品
    - ウ ボイラーの被覆、船舶用隔壁のライニング、内燃機関のジョイントシーリング、ガスケット（パッキング）等に用いられる耐熱性石綿製品
    - エ 自動車、捲揚機等のブレーキライニング等の耐摩耗性石綿製品
    - オ 電気絶縁性、保温性、耐酸性等の性質を有する石綿紙、石綿フェルト等の石綿製品（電線絶縁紙、保温材、耐酸建材等に用いられている。）又は電解隔膜、タイル、プラスター等の充填剤、塗料等の石綿を含有する製品
  - (4) 石綿の吹付け作業
  - (5) 耐熱性の石綿製品を用いて行う断熱若しくは保温のための被覆又はその補修作業
  - (6) 石綿製品の切断等の加工作業
  - (7) 石綿製品が被覆材又は建材として用いられている建物、その附属施設等の補修又は解体作業
  - (8) 石綿製品が用いられている船舶又は車両の補修又は解体作業
  - (9) 石綿を不純物として含有する鉱物（タルク（滑石）等）等の取扱い作業
  - (10) (1)から(9)までに掲げるもののほか、これらの作業と同程度以上に石綿粉じんのばく露を受ける作業
  - (11) (1)から(10)までの作業の周辺等において、間接的なばく露を受ける作業

## 第2 認定要件

### 1 石綿肺（石綿肺合併症を含む。）

石綿ばく露作業（第1の2の(1)から(11)までに掲げる作業をいう。以下同じ。）に従事しているか又は従事したことのある労働者（労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）第33条に規定する特別加入者を含む。以下「石綿ばく露労働者」という。）に発生した疾病であって、じん肺法（昭和35年法律第30号）第4条第2項に規定するじん肺管理区分が管理4に該当する石綿肺又は石綿肺に合併したじん肺法施行規則（昭和35年労働省令第6号）第1条第1号から第5号までに掲げる疾病（じん肺管理区分が管理4の者に合併した場合も含む。）は、労働基準法施行規則（昭和22年厚生省令第23号）別表第1の2（以下「別表第1の2」という。）第5号に該当する業務上の疾病として取り扱うこと。

### 2 肺がん

石綿ばく露労働者に発症した原発性肺がんであって、次の(1)から(6)までのいずれかに該当するものは、最初の石綿ばく露作業（労働者として従事したものに

限らない。)を開始したときから10年未満で発症したものを除き、別表第1の2第7号8に該当する業務上の疾病として取り扱うこと。

- (1) 石綿肺の所見が得られていること(じん肺法に定める胸部エックス線写真の像が第1型以上であるものに限る。以下同じ。)
- (2) 胸部エックス線検査、胸部CT検査等により、胸膜プラークが認められ、かつ、石綿ばく露作業への従事期間(石綿ばく露労働者としての従事期間に限る。以下同じ。)が10年以上あること。ただし、第1の2の(3)の作業に係る従事期間の算定において、平成8年以降の従事期間は、実際の従事期間の1/2とする。
- (3) 次のアからオまでのいずれかの所見が得られ、かつ、石綿ばく露作業への従事期間が1年以上あること。
  - ア 乾燥肺重量1g当たり5,000本以上の石綿小体
  - イ 乾燥肺重量1g当たり200万本以上の石綿繊維(5 $\mu$ m超)
  - ウ 乾燥肺重量1g当たり500万本以上の石綿繊維(1 $\mu$ m超)
  - エ 気管支肺胞洗浄液1ml中5本以上の石綿小体
  - オ 肺組織切片中の石綿小体又は石綿繊維
- (4) 次のア又はイのいずれかの所見が得られ、かつ、石綿ばく露作業の従事期間が1年以上あること。
  - ア 胸部正面エックス線写真により胸膜プラークと判断できる明らかな陰影が認められ、かつ、胸部CT画像により当該陰影が胸膜プラークとして確認されるもの。

胸膜プラークと判断できる明らかな陰影とは、次の(ア)又は(イ)のいずれかに該当する場合をいう。

    - (ア) 両側又は片側の横隔膜に、太い線状又は斑状の石灰化陰影が認められ、肋横角の消失を伴わないもの。
    - (イ) 両側側胸壁の第6から第10肋骨内側に、石灰化の有無を問わず非対称性の限局性胸膜肥厚陰影が認められ、肋横角の消失を伴わないもの。
  - イ 胸部CT画像で胸膜プラークを認め、左右いずれか一侧の胸部CT画像上、胸膜プラークが最も広範囲に描出されたスライスで、その広がり胸壁内側の1/4以上のもの。
- (5) 第1の2の石綿ばく露作業のうち、(3)のア、イ若しくは(4)のいずれかの作業への従事期間又はそれらを合算した従事期間が5年以上あること。ただし、従事期間の算定において、平成8年以降の従事期間は、実際の従事期間の1/2とする。
- (6) 第2の4の要件を満たすびまん性胸膜肥厚を発症している者に併発したものの。

以下省略

中皮腫、原発性肺がんなどの  
石綿関連疾患の疑いのある患者さんへ  
ご担当されている医師の方へ

## 石綿ばく露歴などのチェック表

- 労働者として石綿にさらされる業務に従事したことが原因で中皮腫、原発性肺がんなどの石綿関連疾患を発症したと認められる場合には、労災補償を受けることができます。

※ 石綿関連疾患については最終頁参照

- 石綿関連疾患は、石綿にさらされてから発症するまでの期間が非常に長いため、発症した疾病の原因が石綿であると気づかず、労災請求が行われたいおそれがあります。
- ご担当の患者さんが石綿にさらされる業務に従事していた場合やその可能性が疑われる場合には、このチェック表をご活用いただき、患者さんに対して労働基準監督署に労災の手続を問い合わせることをお勧めしてください。

### ～ 石綿疾患労災請求指導料を算定できます ～

石綿関連疾患の診断と労災請求を促進するため、石綿関連疾患の診断を行い、問診で業務による石綿ばく露が疑われる場合に労災請求をお勧めいただいた結果、患者さんが労災請求を行い、労災認定された際には、労災診療費として450点の算定が認められます。



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

厚生労働省HP <http://www.mhlw.go.jp>

整理番号 :  
名前 :  
初診年月日 :  
記 事 :

## I 学校を卒業してから現在に至るまでの職業歴

在学中のアルバイトや主たる仕事のほかに短時間の副業を行っていた場合には、それらも含めてできる限り聴取してください。

| 会 社 名 | 会 社 の<br>所 在 地<br>(市町村) | 業 種 | 職 種 | 仕事で<br>取り扱った<br>材料・設備 | 仕事に従事<br>した期間<br>(年月～年月) |
|-------|-------------------------|-----|-----|-----------------------|--------------------------|
|       |                         |     |     |                       |                          |

※ 自営業の場合には、会社名の欄に自営と記入してください。

## Ⅱ 業務により石綿にさらされた可能性の有無

以下の作業に従事していた場合には、業務で石綿にさらされていた可能性があります。

- ☐ 建築物の補修または解体作業（例：耐火被覆の除去作業、耐火建築物の解体作業）  
（ 年 月 ～ 年 月： 年 月間）
- ☐ 石綿製品の製造工程における作業（例：石綿紡織製品、石綿スレートなどの石綿セメント製品、自動車のブレーキライニング、石綿フェルトなどの製造）  
（ 年 月 ～ 年 月： 年 月間）
- ☐ 断熱や保温のための被覆作業、その補修作業（例：「断熱パッドの取り付け、取り外し」、「ボイラーやスチーム管への断熱材の巻きつけ、取りはがし」、「保温材料で包まれたパイプの取り付け・取り外し」）  
（ 年 月 ～ 年 月： 年 月間）
- ☐ 鉄鋼製の船舶や車両の補修、解体作業  
（ 年 月 ～ 年 月： 年 月間）
- ☐ スレート板などの難燃性の建築材料を切断するなどの加工作業（耐火建築物内の電気配線工事、配管工事を含む）  
（ 年 月 ～ 年 月： 年 月間）
- ☐ 倉庫内などでの石綿原料・製品の袋詰め、または運搬作業  
（ 年 月 ～ 年 月： 年 月間）
- ☐ 耐火建築物にかかわる鉄骨などへの石綿、石綿を含有する岩綿などの吹付け作業  
（ 年 月 ～ 年 月： 年 月間）
- ☐ タルクなどの取扱い作業  
（ 年 月 ～ 年 月： 年 月間）
- ☐ 石綿鉱山またはその附属施設で行う石綿を含有する鉱石や岩石の採掘、搬出、粉碎、その他、石綿の精製に関連する作業  
（ 年 月 ～ 年 月： 年 月間）
- ☐ 上記の作業が行われている場所の周辺などでの作業（例：吹付け作業が行われている場所で塗装作業に従事）  
（ 年 月 ～ 年 月： 年 月間）

医師の所見

厚生労働省のホームページに、石綿にさらされるおそれがある作業例について、写真入りで解説しています。

[http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/roudoukijun/sekimen/roudousya2/](http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/sekimen/roudousya2/)

## Ⅲ 労災補償制度のご案内

### (1) 労災保険給付の概要

中皮腫や原発性肺がん等を発症し、それが業務により石綿にさらされたことが原因であると認められた場合には、以下のような補償を受けることができます。

- ・ 疾病の治療に必要な補償（療養補償給付）
- ・ 賃金を受けられない場合の補償（休業補償給付）
- ・ 遺族に対する補償（遺族補償給付）

### (2) 石綿による疾病の認定基準の概要

ア) 石綿との関連が明らかな疾病として労災補償の対象となるものは、次の5疾病です。

**石綿肺※ 肺がん 中皮腫 良性石綿胸水 びまん性胸膜肥厚**

※ じん肺法に規定するじん肺管理区分が管理4に該当するもの、または石綿肺に合併したじん肺法施行規則に掲げる疾病

イ) このうち、中皮腫・肺がんについては、次に該当する場合に業務上の疾病として労災補償を受けることができます。

(ア) 中皮腫（胸膜、腹膜、心膜、または精巣鞘膜の中皮腫）

- ・ じん肺法に定める胸部エックス線写真の像が第1型以上である石綿肺所見が得られている場合
- ・ 石綿ばく露作業への従事期間が1年以上ある場合

(イ) 肺がん（原発性肺がん）

- ・ じん肺法に定める胸部エックス線写真の像が第1型以上である石綿肺所見が得られている場合
- ・ 胸部エックス線写真、胸部CT検査などにより胸膜プラークが認められ、かつ、石綿ばく露作業への従事期間が10年以上ある場合
- ・ 広範囲の胸膜プラークの所見が得られ、かつ、石綿ばく露作業への従事期間が1年以上ある場合
- ・ 石綿小体または石綿繊維について一定の所見が得られ、かつ、石綿ばく露作業への従事期間が1年以上ある場合
- ・ 労災の認定要件を満たすびまん性胸膜肥厚を併発している場合
- ・ 石綿紡織製品製造作業、石綿セメント製品製造作業、または石綿吹付け作業に5年以上従事した場合

#### 石綿に関する健康管理手帳について

石綿を製造、または取り扱う業務に従事していた離職者で、一定の要件を満たす方は、都道府県労働局長に申請し健康管理手帳を交付されると、指定された医療機関で健康診断を6か月に1回無料で受けることができます。

<http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/sekimen/techo/index.html>

石綿による疾病の労災補償や労災保険給付などに関する一般的なご質問は、都道府県労働局・労働基準監督署のほか、こちらでも受け付けています。

**労災保険相談ダイヤル 0570-006031**（平日9:00～17:00）

※ ご利用には通話料がかかります。

## (4) 石綿ばく露の可能性のある産業と作業 (暫定版)

100～109頁の暫定版は、どのような産業におけるどのような作業において、石綿ばく露の可能性があるのかを参考として示すために作成したものです。なお、どのような産業におけるどのような作業において、石綿ばく露の「可能性がある」のかを参考として示しているのみであって、その産業に従事していた方すべてが石綿にばく露していると述べているわけではないことを、ご理解の上、ご利用ください。

この資料は、平成17年7月～8月に関係省庁が公表した石綿に関連する事業所の名称等を含む資料をはじめ、いくつかの資料を基礎にして作成しています。ただし、推定を交えて作成していますので、一部に不完全な記述が含まれている可能性もあります。今後、この資料の利用者等の関係者からご指摘を受けて修正していくべき資料ですので、「暫定版」と表示したものです。この資料の利用に当たっては、この点に留意してください。

「産業分類」の欄は、日本標準産業分類(平成14年3月改訂版)の小分類を使用しました。3桁の数字は小分類の番号です。ここに掲げた産業についても、基礎資料掲載の個々の事業所の属する産業分類を推定しています。

「一般の呼称」の欄は、来談者等に馴染みのある呼称を示すことにより、該当するものを探しやすくしました。

「作業の内容の例」の欄は、種々の資料を参考とするほか、経験や一部の事業所のホームページ等を加味して作成しています。

「日本の労災認定事例」や「関係文献」の欄を設けて、この手引の中の他の資料とリンクできるようにしました。労災認定事例の事例番号が設けてあるものは、公表された資料に基づくものです。

作成に当たって利用した主な資料は、次のとおりです。

### 1 関係省庁ホームページ

- 平成17年8月26日環境省発表「大気汚染防止法に基づく特定粉じん発生施設届出工場・事業場の公表について」

<http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=6302>

- 平成17年7月29日厚生労働省発表「石綿ばく露作業に係る労災認定事業場一覧表の公表について」

<http://www.mhlw.go.jp/houdou/2005/07/h0729-2.html>

平成17年8月26日厚生労働省発表「「石綿ばく露作業に係る労災認定事業場一覧表」の第2回公表について」

<http://www.mhlw.go.jp/houdou/2005/08/h0826-3.html>

- 平成17年8月26日国土交通省発表「運輸関連企業に係るアスベストによる健康被害等の状況に関する調査について」

[http://www.mlit.go.jp/kisha/kisha05/01/010826\\_.html](http://www.mlit.go.jp/kisha/kisha05/01/010826_.html)

- 平成17年8月26日経済産業省発表「経済産業省の所管に係る企業のアスベストによる健康被害の状況の結果について」

<http://www.meti.go.jp/press/20050826002/20050826002.html>

- 2 日本標準産業分類（平成14年3月改訂版）  
<http://www.stat.go.jp/index/seido/sangyo/index.htm>
- 3 日本肺癌学会取扱い規約委員会組織分類学会（2003）「肺癌取扱い規約」  
<http://www.mhlw.go.jp/shingi/2003/08/s0826-4h.html>
- 4 既存建築物における石綿使用の事前診断監理指針（平成17年4月（社）日本石綿協会）  
<http://www.jaasc.or.jp/>
- 5 アスベストに関する基礎知識（東京都環境局）
- 6 石綿障害予防規則  
[http://www.jaish.gr.jp/anken\\_pg/hou\\_det.aspx?joho\\_no=100566](http://www.jaish.gr.jp/anken_pg/hou_det.aspx?joho_no=100566)
- 7 蛇紋石系左官用モルタル混和材による石綿ばく露防止について（平成16年7月2日基発第0702003号）  
<http://www.mhlw.go.jp/houdou/2004/07/h0702-1b.html>
- 8 石綿含有製品の代替化の促進について（平成16年2月26日基安発第0226002号）  
<http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/sekimen/hisekimen/3.html>
- 9 石綿の鉱物学的特性と産業利用、石綿・ゼオライトのすべて（環境庁大気保全局企画課監修）、（財）日本環境衛生センター、1987
- 10 家屋評価用語集（財団法人資産評価システム研究センター）  
[http://www.recpas.or.jp/jigyo/report\\_web/html\\_0022/hon022\\_004.htm](http://www.recpas.or.jp/jigyo/report_web/html_0022/hon022_004.htm)

